

町営住宅（若葉団地）入居者募集について

現在、町営住宅（若葉団地）に５戸の空きがありますので、入居者を募集します。
入居を希望される方は、若桜町役場地域整備課へお申し込みください。

１．募 集 住 宅 ①若葉団地 ５号（平成２９年建築）

・構造：木造 間取り：２DK

②若葉団地 ６号（平成２９年建築）

・構造：木造 間取り：２DK

③若葉団地 ５７号（昭和５１年建築）

・構造：簡易耐火二階 間取り：３DK

④若葉団地 W１４号（昭和５８年建築）

・構造：木造 間取り：３DK

⑤新若葉団地２号棟２０１号（平成１３年）

・構造：耐火中層 間取り：３DK

２．募 集 戸 数 ５戸

３．所 在 地 八頭郡若桜町大字浅井

４．募 集 期 間

空きが無くなるまで随時募集しています。
毎月、１５日と月末を締め日とします。ただし、締め日が土日祝日の場合、次の開庁日を締め日とします。
※応募者多数の場合は住宅に困窮する度合いにより入居者を決定。

５．入居可能時期 締め日より約２０日以降（目安）

裏面へ→

6. 入 居 資 格

- ・現に住宅に困窮していることが明らかな者。
- ・同居者がいる場合、同居者は、入居者の親族等又は、病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者。
- ・申込者及び同居者（同居しようとする者）が暴力団員でないこと。
- ・申込者及び同居者（同居しようとする者）の収入が一定額以下（月額 15 万 8 千円以下。ただし、裁量階層の場合は 21 万 4 千円以下）であること。
- ・町税等に滞納が無い者。

※裁量階層とは、以下の①～③の場合であり、特に居住の安定を図る必要がある世帯をいいます。

①入居者又は同居者が次に規定する者

障がい者（障害の程度規定あり）・戦傷病者・生活保護受給者

②入居者が 60 歳以上であり、かつ同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者

③同居者に中学校卒業までの児童がいる場合

7. 敷 金 月額家賃の 3 ヶ月分

8. 提 出 書 類

- ・入居申込書
- ・公営住宅入居希望者調査書
- ・現に住宅に困窮していることを証明する書類（住宅困窮証明書）
※困窮証明書には、困窮理由等を記入いただいたうえで、お住いの地域の民生委員さんなどの署名が必要です。
- ・入居申込者及び同居者等の所得課税証明書（収入を証明する書類）
- ・税金等納付すべき金額に滞納がないことを証明する書類
（滞納なし証明書、完納証明書など）

9. 入居決定後

関係書類をお渡しするほか、入居に際しての説明を行いますので、入居決定後はお早めに若桜町役場へお越しください。決定後 10 日以内に以下の手続きが必要です。

- ・連帯保証人の連署する請書の提出
- ・敷金の納付（納付書を発行しますので、若桜町内に支店等がある金融機関（ゆうちょ銀行を除く）又は若桜町役場出納室でお支払い下さい。）

また、請書の提出及び敷金の納付後、10 日以内に住宅へ入居いただきます。

10. そ の 他 入居にあたり、入居者と同程度以上の収入を有する連帯保証人 2 名（若桜町在住者）が必要です。

ペットの飼育は禁止です。

ご不明な点等はお問い合わせください。

お問い合わせ・申込先

若桜町役場地域整備課

電話 82-2239（IP 982-2239） 担当：榎本